

新庁舎等整備プロジェクト基本計画検討専門者会議 開催要綱

1 目的

兵庫県新庁舎等整備プロジェクト基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、有識者の意見を聴取するため、新庁舎等整備プロジェクト基本計画検討専門者会議（以下「専門者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 基本計画に関すること
- (2) その他基本計画に必要な事項に関すること

3 運営

- (1) 専門者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 専門者会議の構成員の招集は、総務部長（以下「部長」という。）が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により専門者会議に出席できないときは、あらかじめ部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 構成員は、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方式をいう。）を利用して専門者会議に出席することができる。
- (5) 部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に専門部会として必要となる専門分野に係る意見を聴くことができる。

4 謝金及び旅費

- (1) 構成員、構成員の代理人及び3（5）の構成員以外の者（県の職員である者を除く。）が専門者会議又は部会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）別表1に準拠し、下表のとおりとする。

会議区分	構成員の区分	謝金の額
専門者会議	委員	日額 13,000 円

- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 補則

この要綱に定めるもののほか、専門者会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- (1) この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- (2) この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表【3（1）、4（2）関係】

(五十音順)

氏 名	職 名
赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
嘉名 光市	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
田中 栄治	神戸女子大学 家政学部家政学科 教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
※兵庫県議会副議長	
※神戸市都市局都心再整備本部 局長（事業推進担当）	

※オブザーバー